

情報機器の販売条件

株式会社 TOSYS（以下「TOSYS」という）は、以下の条件（以下「本条件」という）に基づき、ハードウェアおよびソフトウェア（以下、合わせて「本製品」という）について、お客様に販売、使用許諾、提供、提携リース会社を通じて取引等（以下「販売等」という）します。

第1条 見積および注文

TOSYS が提示する見積書は、当該見積書に記載された期間のみ有効です。また、キャンペーン対象の本製品についての見積書は、当該キャンペーンの終了と同時に失効します。

見積書有効期間中であっても、在庫状況等により本製品を出荷できない場合があります、TOSYS は見積書に掲載された本製品の出荷不能につき、一切の責任を負いません。

お客様は本条件に同意の上、注文します。理由の如何を問わず、お客様の注文は本条件への同意とみなされます。

お客様からの注文書等に本条件と異なる記載がある場合でも当該記載は効力を有さず、本取引には本条件が適用されます。

第2条 支払および契約成立

お客様は、見積書に記載された支払条件・支払方法に従い、対価等を支払います。

別段の定めがない限り、お客様の正式な注文を TOSYS が受領した後に、TOSYS はお客様の注文を正式に承諾し、販売等にかかる契約（以下「本契約」という）は成立します。

本契約成立後といえども、お客様の支払方法の不備・不法等が判明した場合、TOSYS は何ら責任を負うことなく本契約を任意に解約することができます。

第3条 納入

本製品は納品予定日に、お客様が指定し TOSYS が同意したお届け先（以下「お届け先」という）へ納入される予定ですが、実際の納入日は本製品の種類、数量、お届け先住所、交通状況、時期などの諸事情により多少ずれることがあり、TOSYS は本製品の納入・提供の遅延について一切の責任を負いません。

お届け先は日本国内に限ります。

第4条 所有権および危険負担

ハードウェアの所有権および危険負担は納入時にお客様へ移転します。ただし、特別な配送等を必要とする場合、ハードウェアの所有権および危険負担は出荷時にお客様へ移転し、お客様は特別な配送等に必要な費用等を別途負担します。

第5条 返品

お客様は本製品を返品することができません。

なお、本製品に着荷時不良があった場合、各メーカーの保証規定に従い修理および交換等を行います。

第6条 保証

本製品については、当該製品に付属または補足書面等その他の方法で提供されるメーカーの保証規定が適用されます。なお、補足書面とは、製品リスト、ハードウェアまたはソフトウェアの仕様書および各メーカーがウェブサイト等で公表している保証等をいい、ハードコピーまたは各メーカーのウェブサイトへのアクセスを通じてお客様に提供される場合があります。

TOSYS は、本製品に関して正当な保証請求を受けた場合、当該不具合を修補するか、当該製品を交換します。TOSYS が相当期間内に修補または交換できない場合、お客様は当該ハードウェアの TOSYS への速やかな返却または当該ソフトウェアを破棄または恒久的に無効化した旨の証明書の提出をもって、契約金額の払い戻しを受けることができます。

修補した製品または交換のための製品をお客様に送付するための費用は、TOSYS が負担します。お客様は、お客様の責任において不具合製品を TOSYS に返送します。

本契約は、保証請求に対する TOSYS の責任のすべてを規定したものです。TOSYS は、法令で認められる限りにおいて、その他のいかなる保証の責任も負いません。

第7条 使用許諾

TOSYS は、納入される各メーカー商標を付したソフトウェアのバージョンまたはリリースの非独占的な使用をお客様に許諾します。使用許諾は、お客様の社内業務目的にのみ限定され、それ以外の商用目的での使用は含まれません。また、当該使用許諾は、ソフトウェアまたはその他の補足書面に含まれる特定のソフトウェアライセンス情報の制限の対象となります。商標が付されていないソフトウェアについては、当該製品に適用されるライセンス条項に従います。

第8条 賠償責任

本契約に関連して TOSYS がお客様に対して負う賠償責任は、請求原因の如何を問わず、TOSYS の責に帰すべき事由によりお客様が現実的に被った通常かつ直接の損害に限られ、原因となった本製品についてお客様が TOSYS に支払う対価を上限とします。

両者とも、逸失利益、データの喪失または稼働停止等による損害および予見の可能性の有無にかかわらず特別な事情により発生した損害については、請求原因の如何を問わず、賠償する責任を負いません。

第9条 転売・貸与の禁止

本製品は、注文されるお客様が直接利用することを前提に販売等されるものであり、お客様は、TOSYS の書面による事前の承諾がない限り、自己または第三者の営利を図る目的で転売・貸与できません。お客様は、本条の定めに反しないことを保証します。

第10条 契約の解除

一方当事者は、相手方に重大な契約違反があり、書面による催告後相当期間内に当該違反が改められない場合、書面による通知をもって本契約を解除できます。

一方当事者は、(1) 相手方が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他これに準ずる処分を受け、会社更生手続開始、民事再生手続開始、破産手続開始もしくは競売の申立てを受けまたは自ら会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくは破産手続開始の申立てをした場合、(2) 相手方が事業の廃止、譲渡もしくは会社の解散を決議した場合または会社の解散命令を受けた場合、(3) 相手方が手形交換所による不渡処分を受けた場合、(4) 相手方の財産もしくは信用状態の悪化または事業の重大な変化が生じもしくはそのおそれがあると認められる相当の事由があると判断した場合、相手方への通知なしに本契約を解除できます。

本契約の規定のうち、本契約の解除または終了後もその性質上存続すべき規定は引き続き有効とし、両者の承継人または相手方が承認した譲受人に適用されます。

第11条 反社会的勢力の排除

お客様は、自己および自己の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が現在または将来にわたって以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者（以下合わせて「反社会的勢力」という）であること。

(2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配しまたは経営に関与していること。

(3) 反社会的勢力を利用していること。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(6) 自らまたは第三者を利用して、TOSYS または TOSYS の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、TOSYS の信用を毀損しまたは TOSYS の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行うこと。

お客様が前項の表明保証に違反するおそれがあると TOSYS が合理的に判断した場合、

TOSYS はいつでも催告その他の手続を要することなく、本契約の解除その他 TOSYS が必要と判断する対応を取ることができます。

前項によりお客様に損害が生じた場合であっても、TOSYS は一切これを賠償しないものとします。他方、本契約の解除により TOSYS に損害が生じたときは、お客様はその損害を賠償するものとします。

第12条 雑則

両者は、不可抗力事由により生じた債務不履行の責を負いません。ただし、金銭債務についてはこの限りではありません。

お客様は、TOSYS の書面による事前の承諾なしに、本契約上の債権債務を第三者に譲渡することはできません。

本契約は、本契約にかかる両者間の取引に関する合意事項のすべてであり、かかる取引に関して本契約締結前に口頭または書面により相互になされた意思表示に代わるものとします。本契約の規定は、両者が記名捺印する書面によってのみ変更できます。

万一、裁判所により本条件の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性および適用可能性には何らの影響や支障が生じるものではありません。

本契約は、日本法を準拠法とします。本契約により生ずる訴訟については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。国際物品売買契約に関する国際連合条約は、本契約には適用されません。

本条件に定めのない事項および解釈上に疑義が生じた場合には、両者誠意をもって協議の上決定します。

改定：2020年4月1日